

令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

令和5年5月15日
国立大学法人宮崎大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和4年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日 令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を実施した。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④-1 建築物の設計に関する契約、④-2 建築物の維持管理に関する契約、④-3 建築物の改修に係る契約、⑤産業廃棄物の処理に係る契約のうち、④-1について以下のとおり環境配慮契約がなされた。

④-1 建築物の設計に関する契約

より効率的なエネルギー負荷（環境負荷）低減のための建築的手法についての技術提案を求め、総合的に勘案してもっとも優れた技術提案を行った者を特定する環境配慮型プロポーザル方式を実施した（2件）。

なお、①電気の供給を受ける契約については、九州地区国立大学法人等で使用する電気（高圧）の共同調達において、ロシアのウクライナ侵攻などによるエネルギー価格の上昇の影響により、入札参加者がなく入札不成立となっており、電力供給が受けられない事態を回避するため最終保障供給契約を締結した。②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④-2 建築物の維持管理に関する契約、④-3 建築物の改修に係る契約、⑤産業廃棄物の処理に係る契約については該当がなかった。